

平成24年度国指定鳥獣保護区の指定等に関する
意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 意見募集の概要

(1) 意見を募集する案件

国指定澹路湖鳥獣保護区澹路湖特別保護地区の指定について

国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区及び同厚岸・別寒辺牛・霧多布特別保護地区の指定について

国指定大黒島鳥獣保護区及び同大黒島特別保護地区の指定について

国指定藤前干潟鳥獣保護区藤前干潟特別保護地区の指定について

国指定片野鴨池鳥獣保護区及び同片野鴨池特別保護地区の指定について

国指定大台山系鳥獣保護区大台山系特別保護地区の指定について

(2) 意見募集の周知方法

- ・意見募集を行う鳥獣保護区等の指定計画書（案）を環境省ホームページに掲載
- ・記者発表（環境省記者クラブ）

(3) 資料の入手方法

環境省自然環境局野生生物課及び関係地方環境事務所で配布。希望があれば、環境省自然環境局野生生物課より郵送。

(4) 意見募集期間

平成24年7月23日（月）から8月13日（月）まで

(5) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

(6) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

2 意見募集の結果

意見提出数 5 通

整理した意見総数 5 件

3 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

ご意見(概要)	対応方針
国指定瀧沸湖鳥獣保護区瀧沸湖特別保護地区の指定について	
汽水範囲に生息する生物種や植物種などのリストが添付されていないため添付すること。	計画書については、「国指定鳥獣保護区指定等計画書作成要領」に基づき、指定区域に生息する鳥獣について記載すると共に、地形・地質、植物相、動物相についてはその概要を記載することとしている。このため、汽水範囲に生息する生物種や植物種については詳細を記載せず、原案のとおりとしている。
国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区及び同厚岸・別寒辺牛・霧多布特別保護地区の指定について	
地形地質、植物相、動物相の詳細で昆虫などの無脊椎動物種や水産動植物種が添付されていないためそれぞれ添付すること	計画書については、「国指定鳥獣保護区指定等計画書作成要領」に基づき、指定区域に生息する鳥獣について記載すると共に、地形・地質、植物相、動物相についてはその概要を記載することとしている。このため、地形地質、植物相、動物相については詳細を記載せず、原案のとおりとしている。
国指定藤前干潟鳥獣保護区藤前干潟特別保護地区の指定について	
底生生物種リストが添付されていないので保全に支障を来す恐れがあるため、リストを作成すること。底生生物が生息するためには、その地形地質が重要であるため地形地質の詳細を添付すること。	計画書については、「国指定鳥獣保護区指定等計画書作成要領」に基づき、指定区域に生息する鳥獣について記載すると共に、地形・地質、植物相、動物相についてはその概要を記載することとしている。このため、底生生物、地形・地質については詳細を記載せず、原案のとおりとしている。ただし、鳥獣保護区の管理に当たっては、底生生物の生息状況等を踏まえた管理を行っている。
国指定片野鴨池鳥獣保護区浅間特別保護地区の指定について	
動植物種の詳細が添付されていないため、添付すること。	計画書については、「国指定鳥獣保護区指定等計画書作成要領」に基づき、指定区域に生息する鳥獣について記載すると共に、地形・地質、植物相、動物相についてはその概要を記載することとしている。このため、鳥類及び獣類については詳細を記載し、植物については詳細を記載せず、原案のとおりとしている。
国指定大台山系鳥獣保護区大台山系特別保護地区の指定について	
地形地質、植物相、動物相の詳細、特に昆虫類などの無脊椎動物の詳細が添付されていないため、それぞれを添付すること。	計画書については、「国指定鳥獣保護区指定等計画書作成要領」に基づき、指定区域に生息する鳥獣について記載すると共に、地形・地質、植物相、動物相についてはその概要を記載することとしている。このため、地形地質、植物相、動物相については詳細を記載せず、原案のとおりとしている。